

平成 26 年 11 月 14 日
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定

福 島 県
 広 野 町
 富 岡 町
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《広野町-富岡町、大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 9 月 30 日）＞

- ・広野町において、借上げ住宅等に 51 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、富岡町が 19 人、浪江町が 14 人、檜葉町が 10 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】

市町村	入居戸数	市町村	入居戸数
いわき市	2	浪江町	10
飯舘村	1	檜葉町	6
富岡町	11	双葉町	1
計			31

※上記のほか、広野町においては町内での避難者がいる（津波・地震被災者）。

＜公共施設の受け入れ＞

- ・避難元市町村の公共施設等の立地は特になし。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（1）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・広野町における復興公営住宅整備について、平成 25 年度住民意向調査の結果に基づき、58 戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数			
						富岡町	大熊町	双葉町	浪江町
第一期	広野町下北迫地内 （下北迫団地）	福島県	58 戸	木造低層	H29.10. 1	10	20		
合計						28			

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りを基本とし、現に避難指示を受けている居住制限者のみを対象とした募集を複数回実施してもなお空き住戸があることから、避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）も募集対象に加えることを、平成 29 年 8 月に開催された「新生ふくしま復興推進本部会議」において決定。これに伴い、平成 29 年 11 月定期募集からは、相双地区の団地において旧居住制限者を対象に加え募集。
- ・1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を 5 割増しに設定。

（２）役場機能

- ・富岡町の役場機能として、いわき支所（所在地：いわき市平北白土字宮前 8）大熊町の役場機能として、いわき出張所（所在地：いわき市好間工業団地 1 番 43 号）を設置し、広野町に避難している町民の行政サービスを実施。

（３）関連基盤

＜教育機関＞

- ・広野町立の小中学校等への区域外就学に引き続き対応。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・広野町内の医療機関については、原発事故収束及び除染等の従事者の増加や避難から帰還した町民の増加に伴い、医師、看護師不足の状況にあるものの、避難者の受け入れに支障がないが、引き続き、状況の注視が必要。
- ・広野町内の介護サービスについては、震災以降、保健師や看護師、ホームヘルパーといった専門職が慢性的に不足する状況が続いているため、引き続き、介護現場の状況を把握。

（４）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜募集方法について＞

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
広野町下北迫地内(下北迫団地)	H29.9～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	—	30 名	37 名

※広野町、いわき市、川内村を、いわき拠点で担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、富岡町においては、平成 25 年 4 月から、大熊町においては、平成 25 年 3 月から発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯館村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。